

# 令和2年度基山町監査計画

## 1 監査の基本方針

監査の執行に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第14項及び第15項に規定する「住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるように」、また、「組織及び運営の合理化、規模の適正化を図る」の趣旨に則り、同法第199条第3項の規定に沿って行うものとし、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の執行が合理的かつ適正であるかどうか、特に意を用いる。そして、業務改善についても監査の対象とし、提言を行う。

また、違法、不正の指摘にとどまらず指導に重点を置いて監査を実施し、元気の活力溢れる基山町を実現するために有効かつ適正な提言を行う。

なお、監査の実施に当たっては、基山町監査基準（令和2年4月1日施行）によるものとする。

## 2 監査等の実施計画

### (1) 定期監査

#### (地方自治法第199条第4項)

財務に関する事務及び経営に係る事業の管理について、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に実施するが、主に次の項目について監査する。また、決算審査の参考とする。

- ア 前回の監査における指摘事項
- イ 例月現金出納検査及び決算審査における指摘事項
- ウ 予算の執行状況
- エ 契約関係事務
- オ 基金の管理、運用状況
- カ 必要に応じ、工事監査

### (2) 例月現金出納検査

#### (地方自治法第235条の2第1項)

- ア 現預金の残高及び出納関係諸表等の数値の正確性を検証するとともに、現預金の出納事務が適正に行われているかを主眼として、毎月前月末現在のものを検査する。
- イ 預金の残高については、全銀行の残高証明書で合致していることを毎月確認する。
- ウ 定期監査後の定期監査項目を補完し、決算審査の参考とする。また、

決算審査後の決算審査項目を補完し、定期監査の参考とする。

**(3) 決算審査及び基金の運用状況審査**

(地方自治法第233条第2項、第241条第5項)

(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第2項等)

- ア 決算、その他関係諸表等の計数の正確性について審査する。
- イ 予算の執行及び事業の経営が適正かつ効率的に行われているかを審査する。
- ウ 基金の運用状況に関する調書の計数の正確性を審査するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかを審査する。
- エ 備品検査は、前年度に新規購入した全備品について、棚卸調査を実施する。
- オ 財政健全化判断比率の結果についても意見を述べる。
- カ 審査に当たっては、必要と認めた場合、関係課長等の説明を求めることとする。

**(4) 健全化判断比率及び資金不足比率の審査**

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)

第3条第1項、第22条第1項)

- ア 決算によって導き出された健全化判断比率及び資金不足比率について、その根拠を示す書類を検証する。
- イ 健全化判断比率及び資金不足比率は、適正かどうかを主眼として審査する。

**(5) 財政援助団体等の監査**

(地方自治法第199条第7項)

必要があると認めるとき、又は町長の要求があるときは、財政援助を与えている団体及び公の施設の指定管理者に対し、

- ア 当該財政的援助に係る出納その他の事務が適正かつ効率的に行われているか。
- イ 当該公の施設の管理に係る出納その他の事務が適正に行われているか。
- ウ 町の指導監督が適切に行われているか。

等を主眼として監査を実施する。

**(6) 行政監査**

(地方自治法第199条第2項)

必要があると認めるときは、町の事務又は法定受託事務の執行が合理的かつ効果的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかを主眼として、調査項目を選定して監査する。

**(7) 公金の収納又は支払事務に関する監査**

**(地方自治法第235条の2第2項)**

ア 必要があると認めるとき、又は町長の要求があるときは、指定金融機関に対し、公金の収納又は支払事務が法令等の規定及び指定の約定どおりに行われているかどうかの監査を実施する。

イ 監査を実施するときは、会計管理者が行った監査結果を参考にする。

**(8) 随時監査**

**(地方自治法第199条第5項、第98条第2項)**

ア 監査委員が必要と認めるときは、随時テーマを定め、定期監査に準じて監査を実施する。

イ 議会から事務の執行に関し、監査の要求があったときは、その要求に係る事項について監査を実施する。